

平成 17 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 福 田 讓 治
(TEL. 03-5259-3511)

仲裁手続の申し立てに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 7 日付で仲裁手続の申し立てを受け、本日、米国仲裁協会より送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該仲裁手続の申し立てがあった機関および年月日

米国仲裁協会 国際紛争解決センター

平成 17 年 2 月 7 日 (申立書送達日 平成 17 年 2 月 10 日)

2. 当該仲裁手続を申し立てた者

(1) 社 名 Unisys Corporation

(2) 所在地 Unisys Way

Blue Bell Pennsylvania 19424

United States

(3) 代表者 Joseph W. McGrath

3. 仲裁手続の申し立てに至った経緯

インターネットにおいて広く利用されている画像符号化方式 GIF (Graphics Interchange Format) は、LZW (Lempel-Ziv Welch) という情報圧縮技術に関して、Unisys 社は、同社が所有する特許 (米国特許第 4558302 号および対応外国特許。日本においては特許第 2610084 号、同 2123602 号、同 3016868 号) (以下、「本特許」という。) に基づく特許権を主張しておりました。本特許は、わが国においては平成 16 年 6 月 20 日をもって存続期間満了により消滅しております。

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」および「Compact NetFront」(以下「該当製品」という。) が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性があると考えられた為、Unisys 社との間で該当製品に関するライセンス契約 (以下「本ライセンス契約」という。) を、平成 12 年に締結しました。当社は、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし昨年来、Unisys 社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者 (以下総称して「特定取引先」という。) に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身が Unisys 社との間で本特許に関するライセンス契約を締

結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先から Unisys 社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys 社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってまいりました。しかしながら、交渉過程において、Unisys 社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償および債務不存在確認を求めて昨年 9 月に東京地裁に訴訟を提起しました。これに関しては、すでに平成 16 年 9 月 24 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてご報告させていただきました通りです。これに対して、Unisys 社が、今般、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続の申し立てを行うに至ったものであります。

4. 当該仲裁手続の内容および請求金額

(1) 内 容

- ・本ライセンス契約に基づく未払いライセンス料請求
- ・当社が提起した東京地裁での訴訟の取り下げ命令の発行

(2) 請求金額

- ・平成 15 年 3 月末までの日本国内販売分に対するライセンス料
(金 19,444,732.55 米ドル
約 2,055 百万円、2 月 10 日付東京三菱銀行 公示レート
TTM \$1=¥105.70 で換算)
- ・平成 15 年 4 月以降における日本国内販売分に対するライセンス料
(金額の記載なし)
- ・日本国外での販売分に対するライセンス料 (金額の記載なし)
- ・未払いライセンス料に対する金利
- ・弁護士料その他のコスト、経費

(参考：平成 16 年 1 月期 当社の期末純資産 9,332 百万円)

5. 今後の見通し

当社は、Unisys 社からのライセンス料の請求に関し、二重払いを求める不当な請求であると確信しており、仲裁手続では当社の正当性を主張して争っていく方針です。当社は、諸般の事情に鑑み、当社の主張を支持する仲裁判断が下る可能性が高いと見込んでおります。経営成績に及ぼす影響につきましては、現在の所軽微なものと考えておりますが、仲裁手続の経過及び仲裁判断については引き続きお知らせいたします。

なお、本特許は、わが国において平成 16 年 6 月 20 日をもって存続期間満了により消滅しておりますので、当社の今後の事業に対しては、何らの影響もございません。

以 上